

沖縄県北部土木事務所と合同パトロール を実施しました

名護労働基準監督署管内の建設業における労働災害（12月末速報値）は、休業4日以上^の死傷災害が**合計22人発生**しており、うち死亡災害が**1人発生**しています。

死傷災害に関しては昨年同時期から6人の増加となっており、建設業の労働災害が大きく増加しているのは北部地域のみであり、対策が急務となっております。

そこで、参加者のマスク着用、手指のアルコール消毒、検温などの新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底し、令和3年1月20日 発注機関職員と労働基準監督署の連携した現場指導強化を目的とした合同パトロールを実施しました。



北部土木事務所長挨拶の様子



合同パトロールの様子

合同パトロール開始前に当署長から「建設現場の安全管理については、発注機関の指導により大きく改善するものであり、その指導が作業員の怪我、人の命を救うことに繋がる」と挨拶を行いました。

北部土木事務所からは、12名の職員の参加があり、チェックリストを活用した安全パトロール点検方法を学んでいただき、パトロール後では質疑応答も活発に行われ、建設業における労働災害防止に関して、公共工事発注機関と労働基準監督署との密接な連携が必要であることの認識を改めて共有しました。

